

工事PR看板設置特記仕様書

第1条 目的及び適用

- 1 事業の目的や工事の内容、およびコスト縮減への取組等の情報を、工事現場にわかりやすく表示することにより、当該工事の必要性と事業遂行の重要性をPRし、もって、当該工事及び事業計画に対する地域住民や県民が求める情報の提供に努め、公共工事に対する理解と協力を得ることを目的とする。
- 2 本特記仕様書は、静岡県交通基盤部が所管し発注する工事に適用する。

第2条 表示内容及び規格

- 1 請負者は、以下に示す項目について工事PR看板を製作し、工事現場に設置することとする。なお、表示内容は①～②（ア～エ）のいずれかを記載することとするが、複数を表示することを妨げない。
 - ① 事業の目的と効果、工事内容等の説明
（全体事業費等、事業実施期間（全体計画）や供用予定日など）
 - ② その他の取組み
（ア、コスト縮減の取組み、イ、新技術・新工法の活用、新しい契約方式の工事、ウ、建設副産物の取組み、エ、その他）
- 2 工事PR看板は、図-1に示す大きさのものを2枚製作することを標準とする。請負者は、工事PR看板を工事起終点付近の一般県民の見やすい位置にそれぞれ設置することとするが、現場管理や交通安全上支障がない場所に設置する。なお、監督員が別途指示する場合は監督員の指示に従うものとする。

第3条 看板の製作

請負者は、第2条の表示内容について、看板に記載すべき事項を監督員と協議する。
請負者は、監督員の指示に基づきレイアウト原案を作成し、監督員の承諾を得た後に看板を製作することとする。

第4条 設置状況の報告

請負者は、看板設置後すみやかに設置状況の報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。写真は設置状況がわかる遠景と、看板の表示内容が判読できる程度の近景の2枚を標準とする。

第5条 設置費用

工事PR看板の設置に関する費用は共通仮設費(率分)に含まれている。

第6条 その他

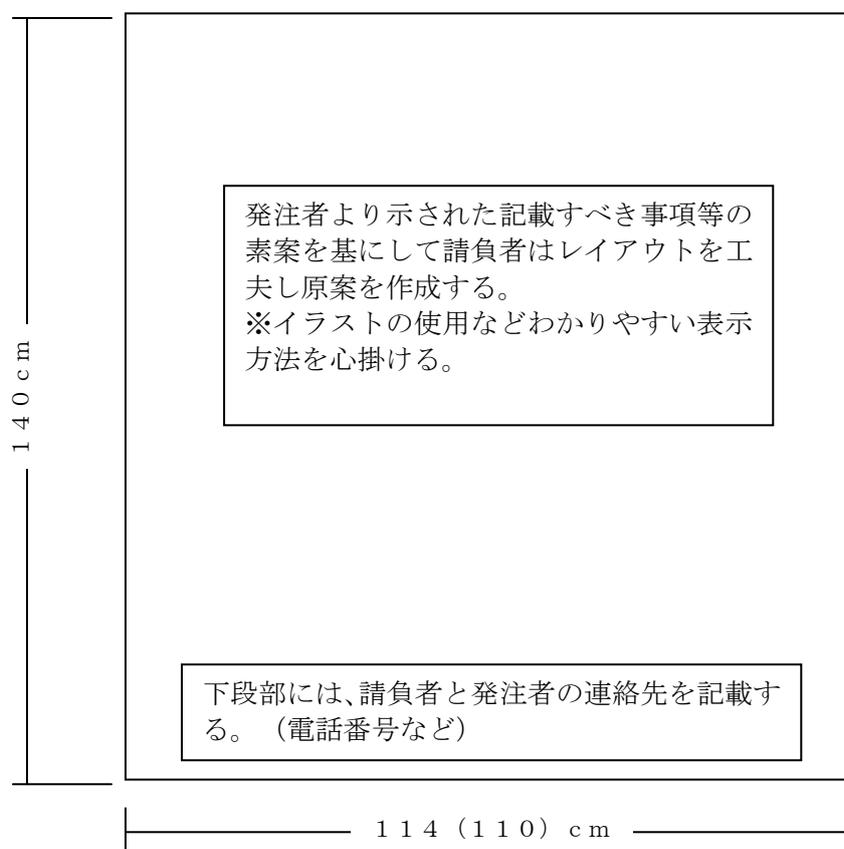
この特記仕様書に定めのない事項については土木（農林土木）工事共通仕様書に拠ることとし、それに拠り難い場合は監督員と協議することとする。

附 則

この仕様書は、平成22年4月1日から適用する。

(建技第51号)

図－1 工事PR看板の規格



看板の規格は、「道路工事及び工事用機材等現場における道路標識、標示施設及び防護施設等の設置要領の改正について（平成19年3月30日付け道管第243号、道保第151号）」にある「道路工事」の標示板と同等又は「道路標識、道路工事及び工事用器材等現場における道路標識、標示施設及び防護施設等の設置要領（平成6年3月30日付け道維第401号）」にある「道路工事中」の標示板と同等のものとする。